

群馬大学生体調節研究所教授会規程

平成16.4.1 制定
改正 平成17.4.1 平成19.4.1
平成26.4.1 平成27.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）に基づき、群馬大学生体調節研究所教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、生体調節研究所（以下「研究所」という。）の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

2 教授会において必要と認めるときは、研究所の主担当を命ぜられた准教授又は講師を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、研究所の主担当を命ぜられた教員の教育研究業績等の審査に関する事項について審議する。

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 研究部門並びに附属の研究施設の設置・改廃に関する事項
- (2) 研究所に係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (3) 研究所に係る予算に関する事項
- (4) その他教育研究に関する要項

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、所長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ所長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1項の議事は、研究所の主担当を命ぜられた

教授をもって審議する。

(臨時教授会開催)

第7条 議長が必要と認めたときは、教授会を臨時に招集することができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹 事)

第9条 教授会の事務を総括するため、教授会幹事を置き、昭和地区事務部総務課長をもって充てる。

(事 務)

第10条 教授会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関する必要な事項は、所長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。